

三十三 業務委託の基準  
 三十四 競争入札その他契約に関する基本的事項  
 三十五 その他機構の業務の執行に関して必要な事項

三十二 業務委託の基準  
 三十三 競争入札その他契約に関する基本的事項  
 三十四 その他機構の業務の執行に関して必要な事項

附則

この省令は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十二月十三日）から施行する。

告

示

〇子ども家庭庁 厚生労働省 告示第五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病は次の各号に掲げるとおりとする。  
 令和五年十二月八日

子ども家庭庁長官 渡辺由美子  
 厚生労働大臣 武見 敬三  
 （傍線部分は改正部分）

改正後	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病は次の各号に掲げるとおりとする。 一～三十一（略）
改正前	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病は次の各号に掲げるとおりとする。 一～三十一（略）

〇総務省告示第四百九号  
 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）別表第一号一（3）の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八十八号（特性試験の試験方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和五年十二月八日  
 次の表により、改正前欄に掲げる破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

総務大臣 鈴木 淳司

改正後	三十二 HTRAI関連脳小血管病 三十三 三十九（略） 四十 MEGCP2重複症候群 四十一 百六十（略） （削る） 百六十一 百七十五（略） 百七十六 成人発症スチル病 百七十七 二百五（略） 二百六 線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む。） 二百七 二百三十四（略） 二百三十五 TRPV4異常症 二百三十六 二百三十九（略） （削る） 二百四十 二百六十三（略） 二百六十四 脳内鉄沈着神経変性症 二百六十五 三百十六（略） 三百十七 ペリー病 三百十八 三百二十六（略） 三百二十七 マルフアン症候群／ロイス・グイツ症候群 三百二十八 三百六十九（略）
改正前	（新設） 三十二 三十八（略） （新設） 三十九 百五十八（略） 百五十九 神経フェリチン症 百六十 百七十四（略） 百七十五 成人スチル病 百七十六 二百四（略） （新設） 二百五 二百三十二（略） （新設） 二百三十三 二百三十六（略） 二百三十七 発熱と変形性骨椎症を伴う常染色体劣性白質脳症 二百三十八 二百六十一（略） （新設） 二百六十二 三百十三（略） 三百十四 ペリー症候群 三百十五 三百二十三（略） 三百二十四 マルフアン症候群 三百二十五 三百六十六（略）

改正後	1 特性試験の試験方法のうち、スプリアス発射又は不要発射の強度の測定方法については、別表第一に定める方法とし、当該測定方法以外の試験方法については、次の表の上欄に掲げる特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下「証明規則」という。）第二条第一項に定める無線設備の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる表に定める方法とする。 一～四十八（略） 四十九 証明規則第二条第一項第十一号の二十の三に掲げる無線設備
改正前	1 [同上] 一～四十八 [同上] 四十九 証明規則第二条第一項第十一号の二十の三に掲げる無線設備

改正後	1 特性試験の試験方法のうち、スプリアス発射又は不要発射の強度の測定方法については、別表第一に定める方法とし、当該測定方法以外の試験方法については、次の表の上欄に掲げる特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下「証明規則」という。）第二条第一項に定める無線設備の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる表に定める方法とする。 一～四十八（略） 四十九 証明規則第二条第一項第十一号の二十の三に掲げる無線設備
改正前	1 [同上] 一～四十八 [同上] 四十九 証明規則第二条第一項第十一号の二十の三に掲げる無線設備